

平成 2 0 年度

国の施策並びに予算に関する  
提案・要望の概要

( 総務省関係 )

平成 1 9 年 7 月 1 2 日

全 国 知 事 会

## 《政策要望》

### 1 真の地方自治の確立に向けた地方分権改革について

#### ～ 第二期地方分権改革を強力に推進～

地方六団体は、本格的にスタートする第二期地方分権改革に向け、6月に『地方分権改革推進に関する決議』を取りまとめ、内閣及び国会議員等に対して要請活動を行った。

本決議は、第二期分権改革を推進するために発信する地方からの最初の要望である。

内閣においては、この決議を十分理解し、重く受け止め、諸施策を講じることを強く要望する。

## 第二期地方分権改革

第二期地方分権改革に当たっては、『地方の活力なくして国の活力はない』の旗印のもと、地方力を活かして地域を活性化させ、国全体が活力を持つ日本をつくっていく。

そのため、4つの基本原則に基づき5つの目指すべき具体的な成果を実現すること。

### 【基本原則】

#### 【基本原則 1】

「地方にできることは地方が担う」

高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスは、地方が担い責任を持つことによって、住民満足度・幸福度の高い行政サービスを実現する。

#### 【基本原則 2】

「自己決定・自己責任」

地方の行財政基盤を確立し、自由度を拡大することにより、「自己決定・自己責任」を目指す。地方は自ら決定し、行ったことについては責任を持つ。

受益と負担の明確化により、住民が主体的に政策の選択と決定を行うことができるようにする。

**【基本原則 3】**  
**「自立（律）と連帯」**

地域間の格差の是正を図り、どの地域も自立（律）を目指せるようにする。「地方共有税」の導入等により、地方が自ら参画し、責任を持って行える仕組みを実現する。

**【基本原則 4】**  
**「二重行政の解消」**

国による関与、義務付けや国庫補助負担金を廃止・縮小し、関係する国の地方支分部局等の廃止・縮小を行うことにより、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進する。

## 【目指すべき具体的な成果】

### 【目指すべき成果 1】

消費税等の税源移譲などによる地方税源の充実強化

1. 国税と地方税の税源配分をまずは5 : 5に
2. 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築

### 【目指すべき成果 2】

国と地方の役割分担の見直しと一体的に権限・事務・財源を移譲

1. 「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を見直し、一体的に権限・事務・財源を移譲

### 【目指すべき成果 3】

国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

1. 国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消
2. 国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小
3. 国庫補助負担金の削減

### 【目指すべき成果 4】

自治体の自立（律）と連帯を進める「地方共有税」の導入

1. 「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更

### 【目指すべき成果 5】

「（仮）地方行財政会議」の法律による設置

1. 政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映
2. 政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重

## 地方税源の充実強化と偏在是正

近年、権限、ひと、仕事、情報、カネなどが中央に集中する一方で、多くの地方では、高齢化と人口減少が同時進行し、地域間の格差は拡大している。

このため、地方の活力なくして国の発展はないという見地から、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とする地方税源の充実強化が必要である。その際においては、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくことが必要である。

そのため、まず地方消費税の充実に最優先で取り組むべきである。

あわせて、地方税の応益負担や負担分任の原則、税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、税源偏在の是正のため次のような課題について、検討を進めていくことが必要である。

国税と地方税との税体系のあり方

地方交付税原資としての税目のあり方

地方法人課税における分割基準のあり方

地方消費税の清算基準のあり方

なお、「ふるさと納税」の議論については、これらの課題の検討と一体的に行うべきである。

## 地方交付税の総額確保と機能堅持

国の財政再建のために地方交付税を削減することはあってはならず、昨年「基本方針2006」において示されたとおり、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方公共団体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保することを強く求めるとともに、地方の財政需要を適切に反映するよう財源調整・財源保障の両機能を堅持することを求める。

## 国・地方を通じた行財政改革の推進

地方自治体はこれまで、市町村合併による行政組織の再編統合や国に先んじて大幅な定数削減や給与カットなど、懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

しかしながら、国においては、こうした地方の実態にもかかわらず、更に厳しい歳出削減を地方に課す一方で、自らが実施すべき地方支分部局の廃止・縮小などは、進められていない。

我々地方は、今後も引き続き行財政改革に取り組み、一層効率的な行財政運営に努め、住民サービスの向上を図るとともに財政再建に取り組む決意である。

国は、遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。

その際、国と地方の二重行政の排除、地方に対する関与の廃止・縮小など地方分権改革を進めることこそが、国・地方を通じた最大の行財政改革につながるものである。

## 2 国の法令制定時等における地方の意見の反映について

従前より要望し続けてきた「地方の意見反映」については、法整備の面において一定の評価ができるが、意見聴取の十分な機会や、地方が表明した意見の反映が十分とは言い難い。

そのため、国と地方の代表者が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させる「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

### 【背景・理由】

政府は、平成18年11月に地方自治法を一部改正し、地方への情報提供制度を創設した。しかし、この制度においては、各々の省庁からバラバラに情報提供がされるだけでなく、『単に情報を提供すれば事足りる』との考えから、発表直前での情報提供などが見受けられ、地方の意見を取り上げる運用になっていない。

また、国と地方の代表者による協議の場については、平成16年8月に「国庫補助負担金等に関する改革案」を提出する際の前提条件を踏まえ、政府において「国と地方の協議の場」が設置され、延べ何回かの開催があったが、地方の意見聴取の機会の設定や、意見の反映が十分に行われたとは言い難い。

このようなことから、国と地方の代表者が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させる「(仮)地方行財政会議」の法律による設置を引き続き要請する。

## 政策要望

### 【地方行財政関係】

#### 1 地方税財政対策について

地方財政を取り巻く環境は極めて厳しい中、平成19年度の地方財政対策は、地方税や地方交付税等の一般財源総額が前年度並に確保されたものの、公債費が高い水準で推移することや社会保障費の自然増等により、多くの地方公共団体においては、行財政改革に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、依然大きな財源不足を抱えており、財政運営に支障をきたしている。

また、平成18年度までの三位一体の改革についても、3兆円の税源移譲がなされたものの国庫補助負担金の廃止・縮減の大部分を、地方の提案していない国庫補助負担金の補助負担率の引下げによるものが大宗を占めるなど、地方の自主性や自立性の拡大という観点からは十分な成果が上がらなかった。

こうした中、地方分権改革推進法が平成19年4月から施行され、第二期地方分権改革が本格的にスタートしたが、地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とする改革が実現されなければならない。

このため、地方の歳出に見合った税財源の確保に近づけるよう税源移譲を行い、まずは国税と地方税の税源配分を5：5にするとともに偏在性の小さい地方税体系を構築すること。そのためには、国と地方の役割分担を見直し、国庫補助負担金の廃止などを含め、一体的に権限・事務・財源を移譲すること。地方交付税については、国の特別会計へ直接繰入する「地方共有税」とすることにより、地方固有の共有財源であることを明確化し、地方財政の安定的な運営を確保すること。

また、地方債について、長期低利の良質な資金を安定的に確保すること。

### 【具体的な要望事項】

#### (地方税関係)

- (1) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、消費税から地方消費税への税源移譲や所得税から個人住民税への更なる税源移譲など、まずは国と地方の税源配分を5：5にする抜本的な見直しを行うとともに偏在性が少なく安定的な税体系を構築すること。

なお、あわせて税源偏在是正のための諸課題の検討を進め、「ふるさと納税」については、その検討と一体的に議論すること。

- (2) 景気対策等の政策的な減税措置については、基本的に国の責任と負担において行うこと。
- (3) 少子高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等幅広い行政需要を賄う税として、税収の偏在性の少ない、安定的な財源である地方消費税の充実確保を図ること。
- (4) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 固定資産税については、地方公共団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方公共団体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。
- (6) 不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。
- (7) 地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。

また、国税における租税特別措置についても、地方税への影響を遮断すること。

- (8) 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直しを行うこと。
- (9) 個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列举方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すること。
- (10) 日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。
- (11) 地方税の徴収率向上や納税者の視点に立った徴税事務の改善を図るため、個人住民税と自動車税について下記の措置を講じること。

所得税や介護保険料と同様、個人住民税の公的年金からの特別徴収の実施について、平成21年度からの導入のため、所要の準備を進めること。

自動車税について、移転登録・抹消登録時の納税確認を義務付けること。

また、自動車税制度全体の課題について引き続き検討を行うこと。

- (12) 軽油引取税については、地方税であり、かつ、消費段階での課税であるという基本を維持しながら、更に実効性のある脱税防止対策について検討を行うこと。
- (13) 基幹税である法人事業税の税収の安定化を図るため、外形標準課税制度導入の影響を検証した上で、景気動向に配慮しながら制度の拡大を図る方向で検討すること。
- (14) 事業税等一部の税目で依然として残っている制限税率はすべて撤廃し、税率の決定は各地方公共団体に委ねること。

- (15) 地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が十分確保されるよう、地方税制の改正時期について、適切に改善すること。
- (16) 地方公共団体が普通税の税率を標準税率未満とした場合に、国の許可を得なければ起債ができないという仕組みを廃止すること。
- (17) 地方の意向が反映された地方税制となるよう、税制改正等について国と地方が協議する場の設置等新たな税制改正プロセスを構築すること。
- (18) 還付加算金の法定利率の設定について、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げること。

#### (地方交付税関係)

- (1) 地方交付税については、財源調整・財源保障機能を充実強化させることにより税源の偏在による財政力格差の是正を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に財源措置し、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額を確保すること。
- (2) 地方の財源不足に対する補てんは、地方交付税法の規定に従い、法定率の引上げで対応すること。また、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税原資の縮小及び平成19年度以降に恒久化される減税に係る地方税の減収に対しても法定率の引上げにより確保すること。
- (3) 地方交付税の算定のより一層の簡素・透明化に取り組むとともに、地方公共団体が計画的な行財政運営を行うため、地方六団体の参画を得て「中期地方財政ビジョン」を策定すること。
- (4) 地方交付税を政府の政策誘導の手段として用いることは、今後順次縮小し、新たな制度の創設や拡大を行わないこと。
- (5) 新型交付税については、条件不利地域等の行政需要など人口・面積の基準では反映されない需要を十分踏まえた算定方法となるよう見直しを行うこと。
- (6) 景気対策や政策減税、財政対策等、国が後年度財政措置するとした約束分の交付税措置を確実に履行すること。
- (7) 地方交付税は、本来、地方の固有の財源であることから、「地方分権の推進に関する意見書」でも提言しているとおり地方交付税の性格を明確にするため、「地方交付税」を「地方共有税」に変更し、国の一般会計を通すことなく、地方共有税特別会計に直接繰り入れること。

#### (国庫補助負担金関係)

- (1) 「地方分権の推進に関する意見書」でも提言しているとおり分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となり、これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止（一般財源化）することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任によって措置すること。

( 2 ) 国庫補助負担金については、国の関与・規制の見直しを積極的に行うこと。地方超過負担については、その実態を把握し、解消を図ること。

( 3 ) 特定地域において講じられている補助制度等各種の特例措置については、対象事業の一般財源化が図られた後においても、補助率の嵩上げなどの制度の趣旨を踏まえ、引き続き必要な措置を講じること。

( 地方債関係 )

( 1 ) 地方債資金について、長期低利の良質な資金を安定的に確保するとともに、平成 19 年度から実施される支払利率の高い既発の地方債の繰上償還については、条件を緩和して、公債費負担の更なる軽減を図ること。

## 2 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について

今後の地方自治体の経営改善への取組みを推進するため、自治体における公会計の充実を積極的に進める必要がある。新たな地方公会計制度における会計基準を整備するに当たっては、地方財政の実務の実態を十分踏まえた上で、地方自治体の意見を幅広く聴取しこれを最大限反映させること。

### 【具体的な要望事項】

- (1) 複式簿記・発生主義に基づく会計制度を導入するに当たっては、財務諸表を自治体間や民間の類似事業と比較・分析し経営改善に活用するために、全国標準的な会計基準が整備されるべきである。その際には、行政の特質を考慮したうえで、住民にわかりやすく、民間との比較も容易な財務諸表を作成できる基準とすること。
- (2) 財務諸表の作成等に係る指針の策定に当たって、地方自治体の意見を幅広く聴取しこれを最大限反映させること。

## 【地域情報化関係】

### 1 地域情報化の推進について

#### 1 全国均衡のあるブロードバンド環境の整備等

地域住民が等しく情報通信技術がもたらす恩恵を享受し、情報格差が生じることがないように、総合的な情報化施策を推進すること。

#### 【具体的な要望事項】

- (1) 地域間の情報格差を是正し、地域におけるブロードバンド環境の整備を推進するための規制緩和を含む支援策を大幅に拡充すること。
- (2) 電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークを整備するための規制緩和を含む支援策を拡充すること。
- (3) その他、情報通信に関する地域間格差是正のためのあらゆる施策を強化するとともに、通信事業者の設備投資を促進するための施策を講じること。

## 2 地上デジタル放送への円滑な移行

地上デジタル放送へ完全移行する2011年7月に向けて、すべての国民が地域間格差なく地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、中継局等地上デジタル放送網の整備のため適切な措置を講じること。

### 【具体的な要望事項】

- (1) 中継局ロードマップについては、アナログ時の放送エリア100%カバーに向け、より住民に身近な地域に関する更に詳しい情報を提供するとともに、これに基づく着実な整備が行われるよう、放送事業者に対する指導等を引き続き適切に対応すること。
- (2) 中継局整備に当たり、放送事業者の経営状況や投資効率等の観点から真にやむを得ない理由により自力建設が困難と認められる場合には、地方公共団体に過重に負担させることなく、国による支援措置を継続し拡充していくこと。
- (3) 中継局からの電波によるカバーエリア外においても、遅くとも2011年までにはエリア内との格差なく受信が可能となるよう、受信状況の調査を実施するとともに、既存共聴施設の改修やCATV、IP通信、衛星放送の整備など具体的対策を明らかにし、国の責任において地域の実情に応じた適切な措置を講じること。  
なお、全国に約18,000施設と推計される辺地共聴施設のデジタル化の支援については、対象事業主体の拡大や対象地域の限定撤廃等、地域の実情を踏まえた、活用しやすい制度とすること。
- (4) 少数チャンネル地域等において、従来から視聴されている区域外放送事業者については、CATV事業者等に対する区域外再送信の同意を速やかに行うよう、関係する放送事業者に対し適切な指導を行うこと。
- (5) すべてのテレビ視聴者から地上デジタル放送について理解を得るため、地上デジタル放送に関する地域に密接な情報の公開に努めるとともに、放送事業者とともに、個別の状況を踏まえ具体的な相談等にもきめ細かく対応できるよう、窓口機能等の充実を図ること。